



2024年
4月
～
2024年
9月

資格取得による社会への貢献 その資格を**KATO**で。

免許教習

- 移動式クレーン運転実技教習
- クレーン限定運転 実技教習

技能講習

- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 床上操作式クレーン運転技能講習
- 玉掛け技能講習
- フォークリフト運転技能講習
- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 不整地運搬車運転技能講習
- 高所作業車運転技能講習

特別教育

- 小型車両系建設機械(整地等)特別教育
- フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- アーク溶接特別教育
- 自由研削といし特別教育
- 粉じん特別教育
- テールゲートリフター特別教育

安全衛生教育

- 移動式クレーン運転士
- クレーン運転士
- 玉掛業務従事者
- フォークリフト運転業務従事者
- 車両系建設機械(整地等)運転業務従事者



講習のご予約から修了証発行までの流れ

① 受講科目・コースの選択

- ご希望の講習やコースにより日数や時間が異なります。
- 当パンフレットや弊社WEBサイトにて日程や受講条件をご確認下さい。

注意事項 ※定員に達し次第、締め切りとなります。

② WEBサイトでのご予約

- 弊社WEBサイト、またはご来所にて予約手続きをお願い致します(インターネット環境をお持ちでない方はお電話にて承ります)。

[WEBサイト] <https://license.kato-works.co.jp> (スマートフォン・パソコンから24時間お手続きが可能です)

[電話予約] 0276-55-5155 (受付時間平日8:30~16:30)



- WEBサイトからご予約の場合は、必ず弊社からの返信メールもご確認下さい。

注意事項 ※お申込みの完了ではありません。必ず③の手順で「受講申込書」を提出お願い致します。

③ 受講申込書の提出

- WEBサイトからご予約の方は資料ダウンロードページから「受講申込書」がダウンロード出来ます。(プリンターをお持ちでない方は弊社より郵送致します)
- WEB予約後、お早めに「受講申込書」を郵送または持込にて提出して下さい。

[住所] 〒373-0015 群馬県太田市東新町823 (株)加藤製作所 群馬教習センター

※郵送の際、郵便代はお客様にてご負担下さい。
※「受講申込書」は必ず原本を提出して下さい。講習開始日までに日数がない場合は、事前に「受講申込書」をFAX後、郵送下さい。
※写真は当センターにて撮影致しますので、添付は不要です。
※期限までに「受講申込書」の提出がない場合はキャンセル扱いとさせて頂く場合がございます。

注意事項

④ 受講料金のお支払い (WEBサイトでのご予約完了時に適格請求書がメールにて配信されます)

- 受講開始日の3日前(土日祝含まず)までにお振込み下さい。
- 振込日が決まり次第「銀行振込内訳通知票」をFAXして下さい。

[振込先銀行] みずほ銀行(銀行コード:0001)

[支店名] 足利支店(支店コード:707)

[口座番号] 普通預金1897200

[振込先名義] 株式会社加藤製作所 群馬教習センター [カ]カトウセイサクシヨ グンマキヨウシユウセンター]

[FAX] 0276-55-6901

※振込手数料はお客様にてご負担下さい。 ※振込時に発行される振込票は領収証となりますので大切に保管して下さい。
※法人でお申込みの場合は複数名分まとめて振込頂けますが、個人でお申込みの場合は複数人の受講料金を一緒に振り込まないで下さい。
※「銀行振込内訳通知票」は弊社WEBサイトの資料ダウンロードページからダウンロード出来ます。
③の手順にて「受講申込書」を郵送希望された方は送付時に同封しております。
※期限までに受講料金の入金がない場合はキャンセル扱いとさせて頂く場合がございます。

注意事項

⑤ 受講

- 受講開始日の約1週間前に受講確認メールをお送り致しますので必ずご確認下さい。
- 受講票・テキストは講習開始日にお渡し致します。
- 講習時の持参物や服装については【受講時の持ち物・服装】の項目をご覧ください。
- 昼食は希望者のみ講習開始日に受付を致します(400円)。当日、現金にてお支払い下さい。

注意事項 ※無断欠席や遅刻などにより、修了基準を満たせないと判断した場合は未修了となり、受講料金の返却は出来ませんのでご了承下さい。
※土曜日・日曜日・祝日は昼食の手配を行っておりませんので、各自でご持参下さい。

⑥ 修了証の交付

- 免許教習、技能講習については試験合格後、即日修了証を発行致します。
- 特別教育、安全衛生教育については修了後、即日修了証を発行致します。

注意事項 ※試験不合格の場合、再試験を行います(免許教習のみ再試験1回につき3,000円)。再試験に合格すると修了証が発行されます。

免許教習・技能講習 費用のご案内

- 記載された金額は全て税込金額となります。 ●受講料には写真代、修了証発行手数料も含まれた金額となります。
- 下記の時間割には修了試験時間や休憩時間は含まれておりません。 ●助成金の詳細につきましては【助成金のご利用について】の項目をご覧ください。

群馬労働局長登録教習機関 登録の有効期限:2028年9月30日まで *≡ 経費助成のみ

教習の種類	群馬労働局長登録番号	コース	学科	実技	日数	受講料	教材費	受講料金	助成金	受講の条件(所持する資格等による免除)	
免許教習	移動式クレーン (つり上げ荷重5t以上)	a 学科+実技 (学科試験料含む)	24	9	6日	128,500	13,500	142,000	○	18歳以上の方 ※6日間・5日間・4日間からご希望の日数をご選択ください。3日程とも実技の教習時間は同じですが、日数が少ないほど受けられる学科講習の時間が少なくなります。 (6日間→34時間・5日間→32時間・4日間→24時間) 受講料金は3日程とも共通です。 ※教習最終日に実技試験を行い、合格された方に実技教習修了証を発行致します。 ※安全衛生技術センターの学科試験に合格後、免許申請をしてから約1か月後に免許証が発行されます。 ※aコースは関東安全衛生技術センターでの学科試験受験となります(学科申請代行含む) 試験当日に群馬教習センターより関東安全衛生技術センターへ無料にて送迎致します。 ※関東安全衛生技術センター以外の受験地を希望される方はbコースにてお申込みいただき、各自で学科申請を行ってください。	
		b 学科+実技	24	9	6日	128,500	4,700	133,200	○		
		c 実技のみ	-	9	6日	112,000	-	112,000	*		
	クレーン限定 (つり上げ荷重5t以上)	a 学科+実技 (学科試験料含む)	24	9	6日	128,500	13,500	142,000	○		
		b 学科+実技	24	9	6日	128,500	4,700	133,200	○		
		c 実技のみ	-	9	6日	112,000	-	112,000	*		
技能講習	小型移動式クレーン (つり上げ荷重1t以上5t未満)	20H	13	7	3日	44,150	1,650	45,800	○	下記の資格をお持ちでない方	
		16H	10	6	2.5日	40,350	1,650	42,000	○	クレーンデリック運転士免許・揚貨装置運転士免許・床上操作式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習のいずれかの資格をお持ちの方	
	床上操作式クレーン (つり上げ荷重5t以上)	20H	13	7	3日	44,120	1,680	45,800	○	下記の資格をお持ちでない方	
		16H	10	6	2.5日	40,320	1,680	42,000	○	移動式クレーン運転士免許・デリック運転士免許・揚貨装置運転士免許・小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習のいずれかの資格をお持ちの方	
	玉掛け (つり上げ荷重1t以上)	19H	12	7	3日	24,350	1,650	26,000	○	下記の資格をお持ちでない方	
		15H	9	6	2.5日	22,350	1,650	24,000	○	移動式クレーン運転士免許・クレーンデリック運転士免許・揚貨装置運転士免許・小型移動式クレーン運転技能講習・床上操作式クレーン運転技能講習のいずれかの資格をお持ちの方	
	玉掛け + 小型移動式クレーン	19H	12	7	5日	62,700	3,300	66,000	○	受講条件はありません	
		16H	10	6							
	玉掛け + 床上操作式クレーン	19H	12	7	5日	62,670	3,330	66,000	○	受講条件はありません	
		16H	10	6							
	フォークリフト (最大荷重1t以上)	第180号	35H	11	24	5日	45,350	1,650	47,000	-	下記の資格をお持ちでない方
			31H	7	24	4日	39,350	1,650	41,000	-	大型・中型・準中型・普通・大型特殊(限定あり)いずれかの免許をお持ちの方
			11H	7	4	2日	20,750	1,650	22,400	-	大型特殊運転免許(限定なし)をお持ちの方 大型・中型・準中型・普通・大型特殊(限定あり)いずれかの免許を有し、小型フォークリフト特別教育修了後、最大荷重1t未満のフォークリフトの業務経験が3か月以上ある方(受講者以外による「業務経験証明欄」の記入必須)
	車両系建設機械 (整地等) (機体質量3t以上)	第106号	38H	13	25	5日	96,350	1,650	98,000	○	下記の資格をお持ちでない方 大型特殊運転免許(限定なし)をお持ちの方
			14H	9	5	2日	40,350	1,650	42,000	○	不整地運搬車運転技能講習修了証をお持ちの方 普通・準中型・中型・大型いずれかの免許証を有し、小型車両系建設機械(整地等)若しくは不整地運搬車の特別教育修了後3か月以上実務経験のある方(受講者以外による「業務経験証明欄」の記入必須)
	車両系建設機械(解体用) (機体質量3t以上)	第108号	5H	3	2	1日	22,750	1,650	24,400	○	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了証をお持ちの方
	車両系建設機械 (整地等)+(解体用) (機体重量3t以上)	-	43H	16	27	6日	117,100	3,300	120,400	○	下記の資格をお持ちでない方 大型特殊運転免許(限定なし)をお持ちの方
			19H	12	7	3日	61,100	3,300	64,400	○	不整地運搬車運転技能講習修了証をお持ちの方 普通・準中型・中型・大型いずれかの免許証を有し、小型車両系建設機械(整地等)若しくは不整地運搬車の特別教育修了後3か月以上実務経験のある方(受講者以外による「業務経験証明欄」の記入必須)
不整地運搬車 (最大積載量1t以上)	第191号	11H	7	4	2日	38,350	1,650	40,000	○	大型特殊免許をお持ちの方	
										車両系建設機械(整地等)・車両系建設機械(解体用)のいずれかの技能講習修了証をお持ちの方。	
										普通・準中型・中型・大型いずれかの免許を有し、小型車両系建設機械(整地等)・小型車両系建設機械(解体用)・小型不整地運搬車のいずれかの特別教育修了後3ヶ月以上実務経験のある方。(受講者以外による「業務経験証明欄」の記入必須)	
高所作業車 (作業床高さ10m以上)	第192号	17H	11	6	2.5日	45,350	1,650	47,000	○	建設機械施工士1級(トラクター系除く)または2級の第2種から第6種に合格された方	
										下記の資格をお持ちでない方	
										普通・準中型・中型・大型・大型特殊いずれかの免許をお持ちの方	
										車両系建設機械(整地等)・車両系建設機械(解体用)・車両系建設機械(基礎工事用)・不整地運搬車・フォークリフト・ショベルローダー等のいずれかの技能講習修了証をお持ちの方	
										建設機械施工士の資格をお持ちの方	
										移動式クレーン運転士免許・小型移動式クレーン運転技能講習のいずれかの資格をお持ちの方	

講習スケジュール 2024年4月～5月

※下記の講習スケジュールは都合により変更となる場合がありますのでご了承下さい。
最新のスケジュールはWEBサイトをご覧ください。

関東安全衛生技術センター(千葉県市原市)試験日

4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
免許講習	移動式クレーン																															
	クレーン限定																															
技能講習	小型移動式クレーン																															
	床上操作式クレーン																															
	玉掛け																															
	フォークリフト																															
	車両系建設機械(整地等)																															
	車両系建設機械(解体用)																															
	不整地運搬車																															
	高所作業車																															
	特別教育																															
	安全衛生																															

臨時開催・出張講習ご相談ください

5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
免許講習	移動式クレーン																															
	クレーン限定																															
技能講習	小型移動式クレーン																															
	床上操作式クレーン																															
	玉掛け																															
	フォークリフト																															
	車両系建設機械(整地等)																															
	車両系建設機械(解体用)																															
	不整地運搬車																															
	高所作業車																															
	特別教育																															
	安全衛生																															

臨時開催・出張講習ご相談ください

特別教育・安全衛生教育 費用のご案内

- 記載された金額は全て税込金額となります。 ●受講料には写真代、修了証発行手数料も含まれた金額となります。
- 下記の時間割には休憩時間は含まれておりません。 ●助成金の詳細につきましては【助成金のご利用について】の項目をご覧ください。

	教育の種類	コース	学科	実技	日数	受講料	教材費	受講料金	助成金	受講の条件(所持する資格等による免除)
特別教育	小型車両系建設機械(整地等) (機体質量3t未満)	13H	7	6	2日	16,850	1,650	18,500	○	受講条件はありません
	フルハーネス型 墜落制止用器具	6H	4.5	1.5	1日	10,100	900	11,000	○	受講条件はありません
	アーク溶接	21H	11	10	3日	23,350	1,650	25,000	○	受講条件はありません
	自由研削といし	6H	4	2	1日	9,350	1,650	11,000	○	受講条件はありません
	粉じん	4.5H	4.5	-	1日	9,120	880	10,000	○	受講条件はありません
	テールゲートリフター	6H	4	2	1日	14,100	900	15,000	-	受講条件はありません
安全衛生教育	移動式クレーン運転業務従事者	6H	6	-	1日	11,185	1,815	13,000	○	移動式クレーン運転士免許・小型移動式クレーン運転技能講習のいずれかの資格をお持ちの方
	クレーン運転業務従事者	6H	6	-	1日	11,185	1,815	13,000	○	クレーン運転士免許・床上操作式クレーン運転技能講習のいずれかの資格をお持ちの方
	玉掛け業務従事者	5H	5	-	1日	11,185	1,815	13,000	○	玉掛け技能講習修了証をお持ちの方
	フォークリフト運転業務従事者	6H	6	-	1日	11,295	1,705	13,000	○	フォークリフト運転技能講習修了証をお持ちの方
	車両系建設機械(整地等) 運転業務従事者	6H	6	-	1日	11,260	1,740	13,000	○	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了証をお持ちの方

助成金のご利用について

建設事業主等に対する助成金 (旧 建設労働者確保育成助成金)

中小建設事業主がその雇用者に技能講習や特別教育を受講させる場合、費用の一部が助成される制度です。講習の費用は事業主が支払い、講習期間中も雇用者に対して賃金を支払う事が原則となります。

この制度をご利用になれる事業主さま

- ① 資本金が3億円以下または従業員数300人以下であること
- ② 受講者が雇用保険被保険者であること
- ③ 雇用保険率が12/1,000であること(雇用保険率は『労働保険概算・確定保険料申告書』をご確認下さい)
- ④ 建設業であること

建設業とは

建設業法における建設業の許可区分は以下の29種です。

土木 一式工事	とび・土工・コンクリート工事		タイル・れんが・ブロック工事		しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	電気通信工事	水道施設工事
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	解体工事
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	

助成金の内訳

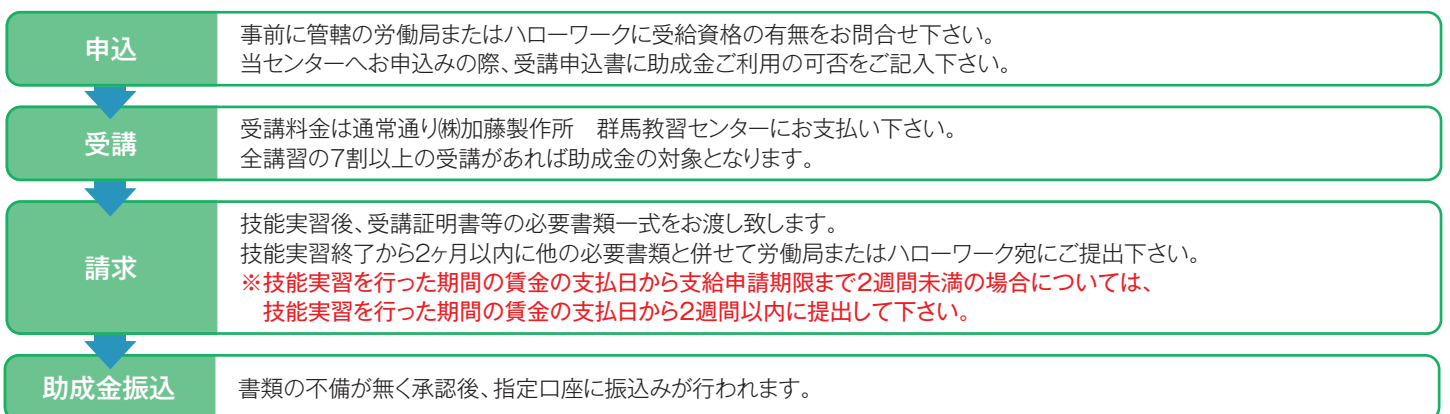
経費助成 受講料金の45%~75%を助成(1人あたり10万円が限度)

賃金助成 受講日の賃金を助成(1日6,650円~7,600円、20日分が限度)

※賃金向上の取組を行った建設事業主に対して助成額が増額される制度がございます。

制度概要 ▶『賃金向上助成・資格等手当助成』で検索し、厚生労働省のページをご確認ください。

申込~受給までの流れ



※詳しくは最寄りの労働局またはハローワークにお問合せ下さい。
また、厚生労働省ホームページでも詳細がご確認頂けます。『建設事業主等に対する助成金』で検索して下さい。

受講時の持ち物・服装

講習開始日

- ①筆記用具 ②顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、保険証、在留カード等)
③各種免許証・修了証(資格により免除科目がある方、群馬教習センターで取得した修了証をお持ちの方)
※顔写真は当センターで撮影しますのでご持参不要です ※受講票・テキストは講習開始日にお渡し致します

学科講習

- ①筆記用具 ②テキスト(講習開始日にお渡し致します)

●服装

受講に適した服装でお越しください
(サンダルや半ズボン等での受講は禁止です)

実技講習

- ①軍手 ②ヘルメット ③皮手袋(玉掛け技能講習受講者のみ)
(ヘルメット・皮手袋は貸し出し有り)

●服装

動きやすい服装(作業服等)、安全靴(スニーカーでも可)
雨天時は雨具(レインコート等)、冬季は防寒着

その他 お知らせ・注意事項

- キャンセルの場合、受講料金を返却できない場合がございます。
- 宿泊施設はございませんので、宿泊希望の方は周辺の宿泊施設を各自でご予約下さい。

ニューミヤコホテル足利本館(車で12分)

〒326-0821 栃木県足利市南町4254-2 TEL:0284-71-3333

ホテルニュー大栄(車で6分)

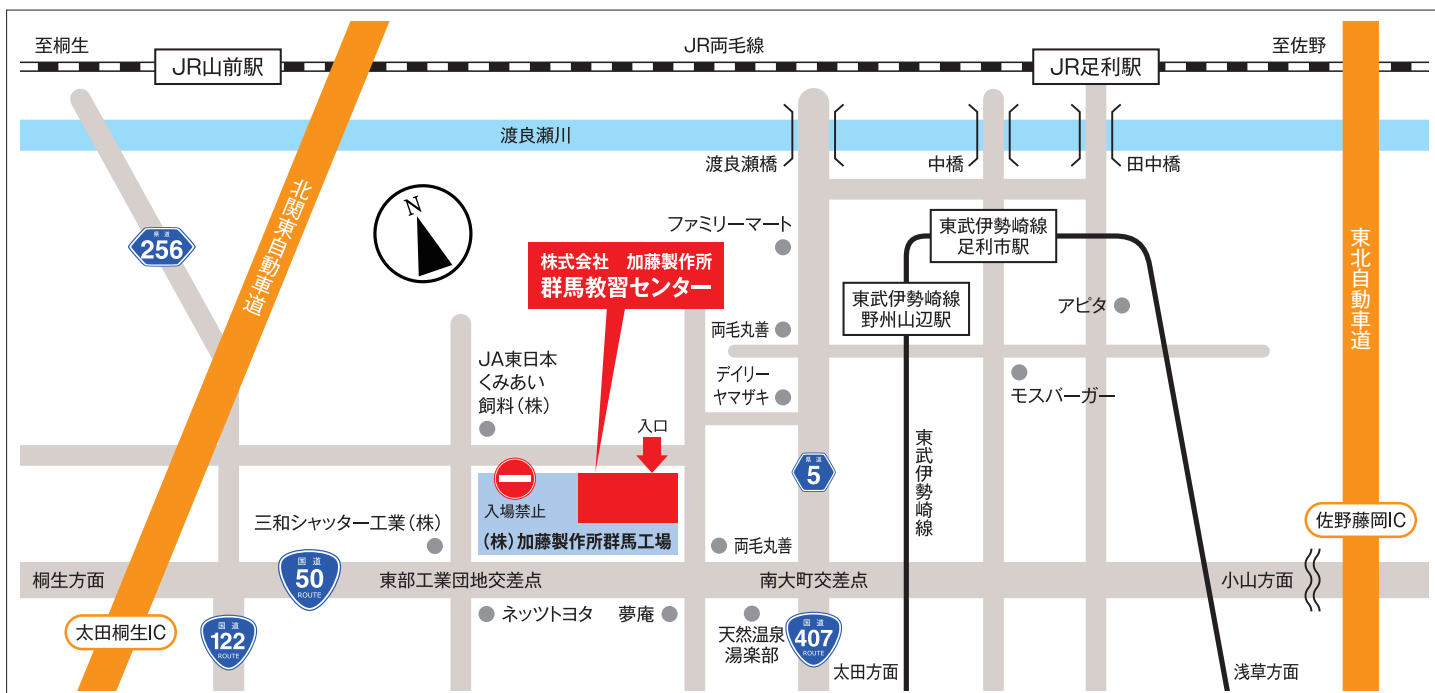
〒326-0826 栃木県足利市借宿町281-12 TEL:0284-73-0027

天然温泉 湯楽部【カプセルホテルあり】(徒歩8分)

〒373-0014 群馬県太田市植木野町694-1(カンケンプラザWOW内) TEL:0276-50-2600

※刺青・タトゥーの入った方はご利用頂けません

当センターへのアクセス



●電車利用の場合●

東武伊勢崎線「野州山辺駅」よりタクシーで7分(徒歩30分)
JR両毛線「山前駅」よりタクシーで9分(徒歩40分)

●自動車利用の場合●

北関東自動車道「太田桐生IC」より5分
東北自動車道「佐野藤岡IC」より30分



群馬労働局長登録教習機関
株式会社 加藤製作所
群馬教習センター

住所: 群馬県太田市東新町823
(マップコード 34 560 660*60)
TEL: 0276-55-5155(平日8:30~16:30)
URL: <https://license.kato-works.co.jp>



C05042
2.2024-6600(SY)12